

## 公募型プロポーザルに係る手続き開始のお知らせ

次のとおり提案書の提出を求めます。

平成25年10月1日

世田谷区

### 1 業務概要

#### (1) 件名

活動・交流の企画等及び普及啓発施設情報紙作成業務委託

#### (2) 業務内容

##### ア．企画の立案・実施等

リサイクル千歳台を活用して効果的に行える、ごみ・減量リサイクル、環境に関する事業の企画立案、計画書の作成

事業実施に係る諸調整（活動・交流団体との調整・協働等）

区が認めた企画の実施

##### イ．活動・交流会に係る業務

活動・交流会への出席

会議議事録の作成

##### ウ．普及啓発施設情報紙の作成業務

普及啓発施設（エコプラザ用賀・リサイクル千歳台）情報紙の作成業務（原稿作成、取材等）

#### (3) 履行期間

平成26年4月1日から平成28年3月31日(2カ年)

本業務に関わる契約締結は年度ごとに行い、かつ予算の配当を条件とする。

### 2 参加資格

次の要件をすべて満たす法人であること。

- (1) 本区若しくは他の自治体において、ごみ減量・リサイクル等の普及啓発に関する企画・運營業務を受託した実績（単にフリーマーケットを企画・開催した実績は除く）があること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項（同令第167条の11第1項において準用する場合も含む。）の規定に該当しないこと。また、同条第2項による措置を現に受けていないこと。
- (3) 世田谷区から入札参加禁止又は指名停止の措置を受けている期間中でないこと。
- (4) 都道府県民税・市町村税等に滞納がないこと。

### 3 提案書の提出者を選定するための基準

本件では提出者の選定は行わず、参加資格の確認のみを行う。

#### 4 提案書を特定するための評価基準

##### (1) 業務遂行能力

ごみ減量・リサイクル等の普及啓発に係る事業の実績  
業務実施体制  
業務の実施における危機管理に対する考え方及び対策  
財務内容の状況

##### (2) 業務の実施方針等

本業務の理解度  
企画提案能力

##### (3) 見積り金額の妥当性

#### 5 手続き等

##### (1) 担当部課

〒154-8504 東京都世田谷区世田谷四丁目21番27号  
世田谷区清掃・リサイクル部事業課普及啓発担当  
(世田谷区役所分庁舎(ノバビル)1階)  
電話: 03-5432-2929  
ファクシミリ: 03-5432-3058

##### (2) 募集説明書の交付期間、場所及び方法

交付期間 平成25年10月1日(火)~平成25年10月15日(火)  
交付場所 世田谷区ホームページ及び上記(1)窓口で交付  
ホームページ掲載箇所: [トップページ](#) > [くらしのガイド](#) > [暮らし・手続き](#) >  
[ごみ・リサイクル](#) > お知らせ

交付方法 希望者に直接無償で交付する

窓口での交付時間は午前9時~午後5時とする。(土・日曜日、祝日を除く)

##### (3) 参加表明書の受領期限並びに提出場所及び方法

提出期限 平成25年10月15日(火)午後5時必着

提出場所 (1)に同じ

提出方法 直接持参すること(郵送不可)

受付時間は午前9時~午後5時とする。(土・日曜日、祝日を除く)

##### (4) 提案書の受領期限並びに提出場所及び方法

提出期限 平成25年10月31日(木)午後5時必着

提出場所 (1)に同じ

提出方法 直接持参すること(郵送不可)

受付時間は午前9時~午後5時とする。(土・日曜日、祝日を除く)

#### 6 その他

(1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 契約保証金 免除

(3) 契約書作成の要否 要

- (4) 当該業務に直接関連する他の業務の委託契約を当該業務の委託契約の相手方と随意契約により締結する予定の有無 有 平成27年度の当該業務
- (5) 関連情報を入手するための照会窓口 5(1)に同じ
- (6) 区は、この案件に参加を表明した者及び提案書を提出した者の商号・名称並びに提案書を特定した理由(審査経過等)を公表することができる。
- (7) 詳細は説明書による。